## 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の 再編及び強化に関する法律に関する留意事項について (再編強化法ガイドライン)

平成23年11月

農林水産省経営局水 産 庁

## 【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の用語は、それぞれ次に掲げるものを示すものである。

法・・・・・・・・機林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第11

8号)

貯保特例業務命令・・・農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務の実施

に関し必要な事項を定める命令(平成23年内閣府・

財務省・農林水産省令第1号)

機構・・・・・・・農水産業協同組合貯金保険機構

特定優先出資等・・・・法附則第3条第1項に規定する特定優先出資等

## 貯保特例業務命令第3条関係

## (機構が取得する特定優先出資等の額)

機構が法附則第3条第2項の申込みを受けて取得する特定優先出資等の額は、特定優先出資等の総額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額を目安とすることに留意する。

平成23年11月8日 制定